

装置型式指定規則第五条第二項の告示で定める要件並びに同条第三項の告示で定める装置及び要件を定める告示について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項及び装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）第 5 条においては、国際連合の「1958 年協定（※）」に基づく規則に基づいて認定が行われた特定装置を、法第 75 条第 1 項の規定による自動車の型式指定等の際し保安基準に適合しているものとみなすことを規定している。

今般、「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第 117 号）」の改訂が採択されたことを受け装置型式指定規則第 5 条の改正を行うところ、改正に係る装置の範囲及び装置が適合すべき要件を規定するため、装置型式指定規則第五条第二項の告示で定める要件並びに同条第三項の告示で定める装置及び要件を定める告示を制定する。

（※）車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定

2. 告示概要

- （1）装置型式指定規則第 5 条第 2 項に規定する告示で定める要件は、協定規則第 117 号第 4 改訂版の規則 6. 2. に規定するステージ 2 に係る要件及び 6. 3. に規定するステージ 3 に係る要件とする。
- （2）装置型式指定規則第 5 条第 3 項に規定する告示で定める装置は、協定規則第 117 号第 4 改訂版の規則 2. 12. に掲げる空気入ゴムタイヤとする。
- （3）装置型式指定規則第 5 条第 3 項に規定する告示で定める要件は、協定規則第 117 号第 4 改訂版の規則 6. 6. 2. に規定する要件とする。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 9 月 22 日

施 行：令和 5 年 9 月 24 日